

国立大学法人長岡技術科学大学学生宿舎等入居者選考基準

この基準は、国立大学法人長岡技術科学大学学生宿舎等規則第8条の規定に基づき、入居者の選考について必要な事項を定める。

I 日本人学生

1. 学部学生（学生宿舎及び国際学生宿舎の日本人用単身室）

1) 選考については、次の家計収入、就学者状況、世帯人員及び特別な事情を点数に換算し、合計点の高い者から順位を付して選考する。ただし、合計点と同じ場合は、家計収入の低い者を優先する。

(1) 家計収入（所得認定額）

①		50万円未満	16点
②	50万円以上	～ 100万円未満	15点
③	100万円以上	～ 150万円未満	14点
④	150万円以上	～ 200万円未満	13点
⑤	200万円以上	～ 250万円未満	12点
⑥	250万円以上	～ 300万円未満	11点
⑦	300万円以上	～ 350万円未満	10点
⑧	350万円以上	～ 400万円未満	9点
⑨	400万円以上	～ 450万円未満	8点
⑩	450万円以上	～ 500万円未満	7点
⑪	500万円以上	～ 550万円未満	6点
⑫	550万円以上	～ 600万円未満	5点
⑬	600万円以上	～ 650万円未満	4点
⑭	650万円以上	～ 700万円未満	3点
⑮	700万円以上	～ 750万円未満	2点
⑯	750万円以上	～ 800万円未満	1点
⑰	800万円以上	～	0点

(2) 就学者状況

①	大学・短大・高専・専修（専門）	3点
②	高校・専修（高等）	2点
③	中学校・小学校	1点

(3) 本人及び両親を除く世帯人員

1人	1点
----	----

(4) 特別な事情

以下に該当する場合は、各々3点とする。

- ① 生活保護法に基づく保護を受けている世帯に属する者
- ② 父子又は母子世帯に属する者
- ③ 選考前1年以内に主たる家計支持者を失った世帯に属する者
- ④ 長期療養者のいる世帯に属する者
- ⑤ 障がい者のいる世帯に属する者
- ⑥ 選考前1年以内に火災・風水害等の被害を受けた世帯に属する者
- ⑦ 主たる家計支持者が父母以外の者で生計を立てている世帯に属する者

2) 上記1)の(4)以外の特別な事情があると学長が認めたとき、又は、学長が特に必要と認めたときは上記1)より優先して選考することができる。

- 3) 上記1)の(1)の家計収入の算定方法及び(4)の特別な事情があると認められた者の認定は、日本学生支援機構の大学第一種奨学生推薦基準・同実施要領によるものとする。

2. 大学院学生（国際交流会館及び30周年記念学生宿舎の日本人用单身室）

1) 優先順位は原則として、以下の順番によるものとする。

- ① 高専専攻科修了予定者
- ② 他大学等からの修士課程入学者
- ③ 他大学等からの博士後期課程入学者
- ④ 修士課程進学予定者及び在学者
- ⑤ 博士後期課程進学予定者及び在学者

2) 選考方法

原則として上記2. 1)「優先順位」により選考するが、上記Iの1.「学部学生（学生宿舎及び国際学生宿舎の日本人用单身室）」の評価方法を用いた結果も加味して最終選考を行う。

3. 夫婦又は家族（30周年記念学生宿舎（夫婦室）及びインターナショナルロッジ）

1) 上記Iの1.「学部学生（学生宿舎及び国際学生宿舎の日本人用单身室）」による評価方法を用いて選考する。

2) 選考は、希望する宿舎の居室区分ごとに行い、第1希望の者から順番に行うものとする。

4. 選考の実施

選考は、原則として年1回（4月入居）とする。ただし、空室がある場合には、必要に応じ選考を行うことができる。

II 外国人留学生

(1) 優先順位は、希望する宿舎（学生宿舎、国際交流会館、国際学生宿舎、30周年記念学生宿舎及びインターナショナルロッジ）の居室区分（单身室、夫婦室及び家族室）ごとに行い、以下の順番によるものとする。

- ① 大学間学術交流協定に基づく外国人留学生（優先順位は、特別聴講学生、特別研究学生の順とする。）
- ② 私費外国人留学生（外国政府等から奨学金を受ける外国人留学生及びその配偶者並びに国費外国人留学生の配偶者を除く。）
- ③ 外国政府等から奨学金を受ける外国人留学生及びその配偶者、国費外国人留学生及びその配偶者、並びにそれら相当の支援制度を受ける者及びその配偶者

(2) 上記(1)の②、③のそれぞれの優先順位は、新入生を優先とする。在學生は通算在学期間から過去の宿舎入居期間を差し引いた期間の長い者を優先とする。

なお、優先順位が同じ場合は、博士後期課程学生、修士課程学生、学部学生、研究生、科目等履修生の順とする。

(3) 上記(1)及び(2)の選考にあたり、入居申請者数が入居可能居室数を超え、入居可能居室で同順位の方があった場合は、国際交流委員会において抽選を行い、決定するものとする。

(4) 選考は、原則として年2回（4月入居及び9月・10月入居）とする。ただし、空室がある場合には、必要に応じ選考を行うことができる。

- (5) 単身室、夫婦室、家族室の標準的な入居者は、次のとおりとする。
単身室・・・本人、夫婦室・・・夫婦、家族室・・・夫婦と子供
ただし、空室利用の観点から家族の状況、子供の年齢について必要な検討を行い、柔軟に対応することができる。

Ⅲ 身体上の障がいのある学生

定員を超える入居申請があった場合は、障がいの程度等を考慮のうえ決定する。

Ⅳ 外国人の研究者

- (1) 国際交流会館の単身室（バス付き）2室については、外国人の研究者用の居室とする。
- (2) 国際交流会館の選考は、原則として、年2回（4月入居及び9月・10月入居）とする。
ただし、空室がある場合には、必要に応じ選考することができる。
- (3) 上記(2)における優先順位は、外国人の研究者としての受入期間が短い者を優先する。
- (4) インターナショナルロッジについては、定員のうち、若干人を外国人の研究者用の居室とすることができる。
- (5) インターナショナルロッジの選考は、原則として、年2回（4月入居及び9月・10月入居）とする。
- (6) 上記(5)における優先順位は、下記Ⅴの(2)により配分された入居可能居室数に基づき、外国人の研究者としての受入期間が短い者を優先する。

Ⅴ 日本人学生、外国人留学生及び外国人の研究者が混住する居室数の配分

- (1) 30周年記念学生宿舎（夫婦室）における日本人学生と外国人留学生の入居可能居室数の配分は、定員を超える場合は、入居申請者数の按分比例に基づくものとする。
- (2) インターナショナルロッジにおける日本人学生、外国人留学生及び外国人の研究者の入居可能居室数の配分は、希望する居室区分ごとに行い、定員を超える場合は、入居申請者数の按分比例に基づくものとする。
- (3) 上記Ⅳの(5)のインターナショナルロッジの選考時期及び上記(2)における配分数にかかわらず、空室がある場合には、必要に応じ、日本人学生、外国人留学生及び外国人の研究者を区別せずに選考することができる。

Ⅵ その他

この基準の運用について必要なことは、学生委員会又は国際交流委員会で決定する。

附 記

この基準は、平成22年2月13日から適用する。

附 記（平成25年10月16日学生委員会・国際交流委員会承認）

この基準は、平成25年10月16日から適用する。

附 記（平成28年12月14日学生委員会承認）

この基準は、平成29年4月1日から適用する。